

YOKOHAMA Hack!

「交通量調査の ICT 化」にかかるソリューション提案募集要項

1 募集の経緯について

(1)YOKOHAMA Hack!について

横浜市は、行政の業務やサービスにおける課題(ニーズ)と、それを解決する民間企業等の皆様が有するデジタル技術(シーズ)をマッチングするオープンなプラットフォーム「YOKOHAMA Hack!」を運営しています。

YOKOHAMA Hack! では、横浜市と民間企業等が、横浜市において多様化・複雑化する行政や地域の課題を、民間企業等の持つデジタル技術や知見を積極的に活用しながら解決し、公共サービスにおける市民・事業者の利便性の向上、行政運営の効率化、及び新たな価値を提供するサービス創出を目指します。

(2)ソリューション提案募集について

これまで、YOKOHAMA Hack!では、今回の募集のテーマについてウェブサイト等にて発表し、その後、ワーキングへ参加申込まいただいた民間企業等の皆さまとともに課題の整理、及び解決手段の検討を行ってきました。

皆さまとの検討を踏まえ、課題解決及び新たな価値を提供するサービス創出を目指す実証実験を行うこととし、実証実験の対象となるソリューション提案を募集します。

応募いただいた提案について、横浜市において評価を行い、実証実験の実施候補者を選定します。ただし、実証実験の実施候補者は、該当者が無い場合があります。

実証実験の実施候補者として選定した提案については、横浜市と実施候補者が実証実験の手法や役割分担等の協議を行った上で、双方の合意が得られた場合に、協定を締結して、実証実験を行います。

2 実証実験について

(1)募集の概要

件名	「交通量調査の ICT 化」にかかるソリューション提案募集
募集期間	2024 年(令和 6 年)3月5日(火) ～ 4 月 12 日(金)
募集形式	公募 ※YOKOHAMA Hack! 公式サイト (https://hack.city.yokohama.lg.jp/)に掲載 「ニュース&トピックス」に実証実験募集へのリンクを掲載します。
採択予定件数	3社(想定) ※グループによる提案も可能です。
実証実験の概要(想定)	別紙「実証実験の実施要件」に記載のとおりです。
実証実験にかかる協定等について	別紙「協定書(案)」を事前に確認してください。別紙「評価基準」をもとに選定された実証実験の実施候補者と協議、合意の上、協定を締結します。

実証実験の調査箇所	調査箇所候補4箇所のうち、提案をされたもののうちから、横浜市と実証実験実施者が協議の上決定する。
実証実験の時期	協定の締結から令和6年8月末までに現地で測定し、9月頃に基本的な交通量測定結果について中間報告、その後令和6年11月末までに詳細分析(予定)

(2)実証実験にかかる費用について

実証実験に要する費用は、実証実験の開始までに役割分担を決定し、実証実験実施者の役割分担の範囲の経費は、実証実験実施者にご負担いただきます。ただし、「YOKOHAMA Hack!実証実験負担金取扱要綱」に基づき、実証実験のために要した経費の一部について、調査箇所数に応じ、120万円(1箇所:40万円、2箇所:80万円、3箇所以上:120万円)を上限に横浜市が負担します。

負担金の具体的な対象経費等は、横浜市と実証実験実施者が協議の上、協定を締結する際に決定します。負担金の対象など詳細は「YOKOHAMA Hack!実証実験負担金取扱要綱」を確認ください。

また、令和6年度の負担金は、令和6年度横浜市各会計予算が横浜市議会において可決される場合に限ります。

(参考)負担金の対象となる経費について
<YOKOHAMA Hack!実証実験負担金取扱要綱の規定(抜粋)> 2 横浜市は、実証実験実施者が実証実験のために要した経費のうち、横浜市が負担することが適当と市長が認めた経費について負担することができる。 3 前項の横浜市が負担する経費は、<u>実証実験以外の目的に流用できないものにかかる費用で、次の各号に該当するものとする。ただし、公益上必要性が認められない経費等、横浜市が負担することが不適当な経費は除く。</u> (1)<u>外部経費(ただし、自社製品の調達及び他の事業者に委託する必要のない委託費等合理的な理由が認められない経費は除く。)</u> (2)<u>内部経費のうち、システムの設定及びシステムを稼働させるための環境構築等にかかる作業費、その他実証にあたって特に重要なものと市長が認める経費</u>
<補足> 負担金の対象となる経費は要綱の規定に基づき決定し、次のような経費は負担金の対象にはなりませんのでご注意ください。 ・ 横浜市との事務的な打ち合わせにかかる経費 ・ 実証実験以外の目的にも流用できる可能性があるシステム構築等にかかる費用 ・ 事務スペース等の賃借料等、維持管理費用(ただし、実証実験の専用スペースとして必要であると認められる場合、対象となることがあります。) ・ 実証実験の目的以外でも用いる一般事務用品や消耗品の類(例えば、コピー機、コピー機のトナー、印刷用紙や文房具等の事務用品、机等の事務機器、一般書籍、雑誌等。) ・ 広報費、交際費、慶弔費、懇親会費、実証実験と直接関係のない視察・研修費・食糧費等

3 提案の評価・選定

(1)募集方法

提案を希望する事業者は、後述「5 応募方法」に従って、提案書等を提出してください。

(2)提案内容

提案書等については、別紙「実証実験の実施要件」を踏まえた内容としてください。

(3)評価基準

別紙「評価基準」のとおりです。

(4)実証実験の実施候補者の選定方法

- ・提出された提案は、横浜市が設置する評価委員会において、別紙「評価基準」に基づき、提案を審査し、実証実験の実施候補者を選定します。
- ・提案者が1者の場合も同様の審査を行い、委員会で審査・選定します。
- ・提案者数が一定数以下の場合、1次審査を省略することがあります。
- ・委員会での審査選定結果は、提案いただいた皆さまに通知します。
- ・2次審査の日時のご都合をあらかじめご調整ください。
- ・2次審査では、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。1次審査結果の通知時(省略時は5月10日(金)以降)に、ご参加いただく時間を指定します。
- ・2次審査後に決定した実施候補者と横浜市は、協議、合意の上、協定を締結して、実証実験を行います。

(5)公募・事業者選定等スケジュール

時期	内容
2024 年(令和6年)3 月5日(火)	公募開始・募集要項等公表
4 月 12 日(金)	提案受付締切
5 月 10 日(金) 予定	1次審査(書面審査)の実施及び結果通知
5 月 17 日(金) 9:00~17:00 予定 <u>※日時のご都合をあらかじめご調整ください。</u>	2次審査(プレゼンテーション及び提案者へのヒアリング、提案の評価)の実施 ※プレゼンテーション及びヒアリングへのご参加調整をあらかじめお願いします。原則、市庁舎での対面実施。提出済みの提案書以外の新たな資料は使用できません。 ※プレゼンテーション:10 分、ヒアリング:20 分
5月下旬 予定	実施候補者の決定(審査結果の通知)
7月以降 予定	協定書の締結・実証実験の実施

4 応募条件

- YOKOHAMA Hack! メンバーの法人であること、または、実証実験の開始までに法人化の予定がある YOKOHAMA Hack!メンバーの個人事業主であること。
- 提案時に製品・サービスのアイデアが具体化しており、実証実験期間中に試作品等の試行ができること。また、システム構築等に要する期間を提案時に明示すること。
- 実証実験を行う製品・サービス等について、事業を実施していること、または、事業化の見込みがあること。
- 実証実験にかかる費用について、協定で定めた役割に応じた経費を負担すること。
- 複数社の共同提案の場合には、横浜市との協定を締結する代表者を決定できること。
- 実証実験を開始する際に企業等の団体名を公表することに同意できること。(複数社の共同提案の場合には、すべての構成企業の名称を公表することに同意できること。)
- 採択された場合、実証実験の実施後に横浜市が実施する成果報告に協力すること。
- 採択された場合、採択後から実証実験完了後(評価も含む)まで進捗報告や課題解決のための定例ミーティング(月に1度以上)に対応すること。

- 採択された場合、実証実験を実施するにあたり、守秘義務及び個人情報の保護の取り扱いを十分に遵守すること。
- 採択された場合、実証実験を通じて取得した各種情報は原則、個人を特定できない形に編集した上で、横浜市に共有・提供すること。
- 採択された場合、実証実験の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための対策を講ずること。
- 応募者及び連携先企業が次のいずれかに該当しないこと。
 - *横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第2条第2号に規定する暴力団
 - *法人の代表者又は役員のうちに横浜市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者
 なお、採択後に上記いずれかに該当することが判明した場合は、採択決定を取り消します。
- その他、本応募要項に記載されている内容について承諾すること。

5 応募方法

(1)提出について

「7 個人情報の取扱いについて」の内容に同意頂いた上で、次の書類を「③提出場所」へ提出してください。提案の受領・評価の過程で、応募内容に関する確認をさせて頂く場合があります。

①提出書類

提案書(応募書類) ……データ1部

※提案書(様式)に沿って作成してください。

※提案書3ページ以降は、文字の大きさは 10.5 ポイント以上を基本とし、印刷時にA4で6枚(横書き)以内に収まるよう作成してください(「提案書(応募様式)」を参照)。

②提出期限

2024 年(令和6年)4 月 12 日(金)

③提出場所

【WEB フォームからの提出】

URL: <https://hack.city.yokohama.lg.jp>

「ニュース&トピックス」に実証実験募集へのリンクを掲載します。

(2)その他

- ・応募に当たり、実証実験内容に関する質問対応は致しません。内容に疑義や不明点がある場合、提案書の記載において、提案者が想定内容を記載するまたは、前提条件を付す等の方法での提案をお願いします。
- ・書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ・提出いただいた書類等は返却しません。また、提出書類の内容等について説明や追加資料の提出を求められることがあります。
- ・提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は原則として認めません。
- ・提出書類について開示請求があった場合には、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年

2月横浜市条例第1号)に基づいて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。

6 結果の通知について

3(5)公募・事業者選定等スケジュールのとおり、全ての提案者に結果を通知します。また、実証実験の開始時に選定結果を公表します。(全ての提案者の評点を公表し、団体名は公表しません。)

7 個人情報の取扱いについて

提案書を通じて提出頂いた個人情報は適切に取り扱います。以下にご同意の上、提案を提出ください。

(1)応募受付(個人情報の収集)

募集の受付業務は、横浜市(横浜市が YOKOHAMA Hack!の事務局運営を委託した者を含む。)が行います。

(2)個人情報の利用目的

提出頂いた個人情報は、選考等にかかる連絡にのみ使用します。

(3)個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、横浜市は横浜市以外の第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。その場合には、関係法令に基づき、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

8 応募に関する問い合わせ先

YOKOHAMA Hack! 事務局:

メール:info-yhack@hack.city.yokohama.lg.jp

※YOKOHAMA Hack!事務局運営受託者(株式会社電通総研)